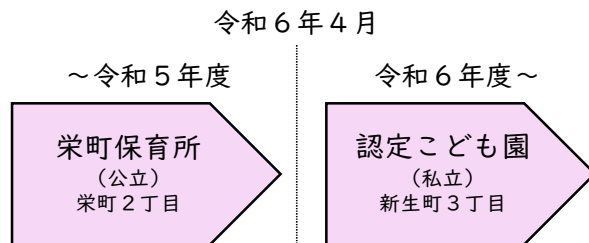


# 令和5年度に栄町保育所への入所・転所を検討している保護者の皆様へ

## 令和6年4月から 栄町保育所がかわります。

- ★施設の種類の、これまでの「保育所」から「認定こども園」になります。
- ★施設の運営が、これまでの「公立（委託）」から「私立」になります。
- ★施設の場所が、これまでの「栄町2丁目」から「新生町3丁目」になります。



私立の認定こども園になると保育料が高くない？

0歳～2歳のお子さんが認定こども園を利用する場合の保育料は、登別市が条例で定める額になりますので、新しい認定こども園を保育利用する場合の保育料の算定方法は、これまでと変わりません。

実費徴収額及び3歳～5歳のお子さんが保育利用する場合の給食費については、事業者が定める額になります。

なお、事業者が上乗せ徴収<sup>※1</sup>や実費徴収<sup>※2</sup>を行う場合は、保護者の同意が必要となります。

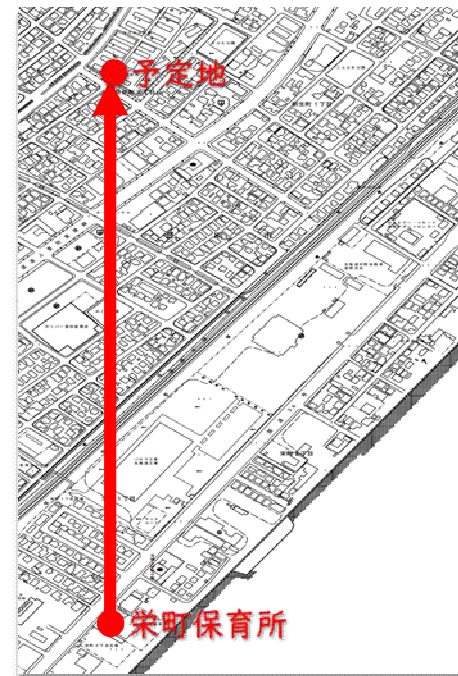
※1 国等が定める基準を上回る職員配置をするなど、国などが支払う運営費でまかなうことができない費用を保護者から徴収すること。徴収するには、保護者に対して書面による同意が必要。

※2 制服、文房具、遠足、行事への参加など、通常の保育に必要な費用を保護者から徴収すること。徴収するには、保護者に対して同意が必要。

栄町保育所を使っている人はそのまま使えるの？

栄町保育所が廃止となるタイミング（令和5年度末）で利用していたお子さんは、ほかの保育所への移動を希望されない限りは、新しい認定こども園に入ることができます。

なお、栄町2丁目から新生町3丁目への施設の移転に伴い、お子さんの送迎等に影響がある場合がありますので、ご注意ください。



新しい場所は千代の台団地  
(新生町3丁目13番地1)  
の近くになります。